



総務省

滋賀県内におられる東日本大震災の

被災者の皆様へ



総務省滋賀行政評価事務所

東日本大震災で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

総務省滋賀行政評価事務所では、滋賀県内におられる被災者の皆様からのいろいろなお問い合わせやご要望などをお聴きし、各種支援措置を講じている関係機関等と協力して、救済支援を行います。

お困りになっていることがありましたら、どうぞご利用ください。相談は無料で、秘密は厳守いたします。

※ 避難されている皆様への重要なお知らせ

避難先をお知らせください。

避難先の市区町村へ、ご自身の情報をご提供ください。

避難前にお住まいの県や市区町村から、様々なお知らせをお届けできます。

(総務省ホームページ)

http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000082.html

相談受付

滋賀行政評価事務所 行政相談課（行政相談受付窓口）における受付

- 来所される場合：平日 8：30～17：15
所在地：大津市御幸町6-7
※平成23年11月21日に大津市京町3-1-1に移転予定
- 電話の場合：平日 8：30～17：00
電話番号 0570-090110（行政相談専用電話）
(注) 通話料がかかります。また、上記以外の時間帯は留守番電話による対応となります。
- FAXの場合：毎日受け付けています。
FAX番号 077-525-1149
- メールの場合：毎日受け付けています。
メールアドレス
<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>

国、県、市町等では、平成 23 年 6 月 20 日現在、以下の各種の支援措置が講じられています。なお、各種情報は更新される場合がありますので、ご注意ください。

生活資金の貸付

- 生活福祉資金貸付において、被災された皆様に対する緊急小口資金の特例貸付を実施しています。貸付金額は、原則 10 万円以内です。特に必要と認められる場合、20 万円まで貸し付けを受けることができます。

相談窓口は、お住まいの市町社会福祉協議会です。

(滋賀県社会福祉協議会ホームページ)

<http://www.shigashakyo.jp/meibo/shakyo/shakyo.html>

住居とするための住宅情報の提供

- お住まいをお探しの方に対して、県営住宅、市町営住宅、独立行政法人都市再生機構（UR）、民間賃貸住宅の情報を提供しています。

詳しくは、次の連絡先にお問い合わせください。

- ・被災者向け公営住宅等情報センター

被災者の方が入居可能な全国の住宅への入居申込みを一元化することで、被災者の方の円滑な入居を支援します。

電話 0120-297-722（フリーダイヤル）

(被災者向け公営住宅等情報センターホームページ)

<http://www.sumaimachi-center-rengoukai.or.jp/saigai/>

- ・滋賀県土木交通部住宅課公営住宅担当

県営住宅を無償で提供しています。入居期間は 6 か月以内で、更新が可能です。家賃、敷金は無料です。

また、市町営住宅の情報提供について、入居状況、問い合わせ先等を紹介しします。

電話 077-528-4234

(滋賀県ホームページ)

<http://www.pref.shiga.jp/h/jutaku/jishin.html>

- ・滋賀県土木交通部住宅課住宅まちづくり担当

民間賃貸住宅の情報提供について、県が各不動産関係団体を通じて各事業者から空き家情報を収集し、提供しています。

電話 077-528-4235

(滋賀県ホームページ)

http://www.pref.shiga.jp/h/jutaku/sumai_machi/hisaisyashien/johoteikyo.html

学校等への転入学

- 公立の幼稚園、小学校及び中学校への転入学については、受入れを希望する市町の教育委員会にお問い合わせください。連絡先などご不明な点がございましたら、滋賀県教育委員会の窓口にお問い合わせください。
 - ・滋賀県教育委員会 学校教育課 幼小中教育指導担当
電話 077-528-4576
(滋賀県ホームページ)
<http://www.pref.shiga.jp/edu/sogo/koho/ma00/homepage/touhokuzisinukeire.html>

 - 公立の高等学校については、滋賀県教育委員会の窓口にお問い合わせください。
 - ・滋賀県教育委員会 学校教育課 高校教育指導担当
電話 077-528-4573
(滋賀県ホームページ)
<http://www.pref.shiga.jp/edu/sogo/koho/ma00/homepage/touhokuzisinukeire.html>

 - 私立の幼稚園、小・中・高等学校、専修学校及び各種学校への転入学については、次の連絡先へお問い合わせください。
 - ・滋賀県総務課 私学・宗教法人・県立大学担当
電話 077-528-3114
- ※保育所への入所については、各市町の担当へお問い合わせください。

医療機関等での受診、窓口負担等

- 医療機関で受診する場合、介護サービスを利用する場合
被災により保険証等を紛失等して医療機関に提出できない場合には、医療機関の窓口で、氏名、住所、生年月日等を申し出ることにより保険診療で受診等することができます。介護保険の場合も同様です。
(厚生労働省ホームページ)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000155g1.html>

- 一部負担金の支払猶予方法
地震で被災し所定の要件に合致する場合、被災者等であることを申し立てることにより、当面、平成23年5月まで、支払猶予の適用を受けることができます。

こころの健康に対する相談

○ 滋賀県内では、次のとおり、こころの健康に関する電話相談を開設しています。

- ・滋賀県精神保健福祉センター「こころの電話相談」
電話 077-567-5560（平日の10時～12時及び13時～21時）
（滋賀県ホームページ）
<http://www.pref.shiga.jp/e/seishinhoken/soudan/soudan.html#kokoro>

原発事故に伴う健康についての相談

○ 原発事故に伴う健康相談を実施しています。体調にご心配のある方は、次の窓口にご相談ください。

- ・文部科学省
健康相談ホットライン 電話 0120-755-199（平日の9時から21時まで）
（文部科学省ホームページ）
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/03/1303849.htm
- ・独立行政法人放射線医学総合研究所
放射線被ばくの健康相談窓口 電話 043-290-4003（平日の9時から21時まで）
（独立行政法人放射線医学総合研究所ホームページ）
<http://www.nirs.go.jp/index.shtml>

雇用面の各種相談

○ 滋賀県内7か所のハローワークに被災者向けの特別相談窓口が設置されています。仕事に関する相談や雇用保険失業給付に関する相談などきめ細かな支援を行います。

（滋賀県内のハローワーク）

ハローワーク名	電話	ハローワーク名	電話	ハローワーク名	電話
大津	077-522-3773	高島	0740-32-0047	長浜	0749-62-2030
彦根	0749-22-2500	東近江	0748-22-1020	甲賀	0748-62-0651
草津	077-562-3720				

（滋賀労働局ホームページ）

http://www.shiga-roudou.go.jp/roudou-11_2.html

また、内定先への就職や連絡が困難な学生などの相談に応じるため、学生等震災特別相談窓口を設けています。

- ・ 大津新卒応援ハローワーク

電話 077-521-0600

(滋賀労働局ホームページ)

<http://www.shiga-roudou.go.jp/antei/sinsotu.pdf> (PDF)

- 滋賀県においても就労と生活の相談を実施しています。

- ・ 滋賀県求職者総合支援センター

電話 077-521-5421

(滋賀県ホームページ)

<http://www.pref.shiga.jp/f/honbu/kyusyokusyashien.html>

中小企業者・農林漁業関係者の皆様への融資及び返済相談

- 全国の日本政策金融公庫各支店において、被害を受けた中小・小規模企業や農林漁業者の皆様からの融資相談及び返済相談に対応しています。

- ・ 電話相談（事業資金相談ダイヤル）は次のとおりです。

区 分		平日	土日祝日
		9時から19時	9時から17時
連絡先	小規模企業向けの小口資金（国民生活事業）	電話 0120-154-505	電話 0120-220-353
	中小企業向けの長期事業資金（中小企業事業）		電話 0120-327-790
	農林漁業や食品産業向けの事業資金（農林水産事業）		電話 0120-926-478

(日本政策金融公庫ホームページ)

http://www.jfc.go.jp/c_news/news_bn/news230318.html

日本政策金融公庫大津支店（滋賀県大津市浜大津 1-2-28）

電話番号（国民生活事業） 077-524-1656

（中小企業事業） 077-524-3825

（農林水産事業） 077-525-7195

- 滋賀県では、このたびの東日本大震災により被災された企業に対し、経営、貸し工場等について特別相談窓口を開設しています。

- ・ 滋賀県産業支援プラザ 電話 077-511-1413

また、工場用地等について特別相談窓口を開設しています。

- ・ 滋賀県商工観光労働部企業誘致推進室 電話 077-528-3792

(滋賀県ホームページ)

<http://www.pref.shiga.jp/hodo/news/shinsai/madoguchi1.html>

国民年金の保険料免除

- 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。お手続きは平成23年7月末までにお済ませください。

詳しくは、お近くの市町の国民年金担当窓口または年金事務所にお問い合わせください。

(日本年金機構ホームページ)

<http://www.nenkin.go.jp/office/27shiga/index.html>

また、日本年金機構の被災者専用フリーダイヤルでもお問い合わせを受け付けています。

- ・被災者専用フリーダイヤル (平日の9時から17時まで)

電話 0120-707-118 (フリーダイヤル)

年金手帳・自動車運転免許証を紛失した場合

- 年金手帳を紛失した場合は再交付ができます。詳しくは、お近くの市町の国民年金担当窓口、年金事務所または上記の日本年金機構「被災者専用フリーダイヤル」(電話 0120-707-118)にお問い合わせください。

- 自動車運転免許証を紛失した場合は再交付ができます。

詳しくは、運転免許センター (電話 077-585-1255) または運転免許サブセンター (米原分室) (電話 0749-52-5070) にお問い合わせください。

(滋賀県ホームページ)

<http://www.pref.shiga.jp/police/tetuzuki/menkyo/u-saikoufu-h2201.html>

国税の特別措置

- 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の減免」の制度があります。

所得税等の減免については、地震などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。

詳しくは、税務署又は税務相談室の窓口にお問い合わせください。

(滋賀県内の税務署)

税務署名	電話	税務署名	電話	税務署名	電話
大津	077-524-1111	草津	077-562-1315	水口	0748-62-0314
近江八幡	0748-33-3141	彦根	0749-22-7640	長浜	0749-62-6144
今津	0740-22-2561				

※電話は、いずれも代表電話の番号で、自動音声で案内しています。

(国税庁ホームページ)

<http://www.nta.go.jp/osaka/guide/zeimusho/shiga.htm>

被災証明書（り災証明書）の発行

- 「被災証明書（り災証明書）」は、住宅などの建物が地震の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請、損害保険の支払請求などに必要となる場合があります。

被災時にお住まいであった市町村に確認、又は滋賀行政評価事務所にお問い合わせください（市町村のホームページの掲載内容等をお知らせします。）。

被災者の生活再建支援

- 住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が支給されます。

被災時にお住まいであった市町村・県の窓口を確認、又は滋賀行政評価事務所にお問い合わせください（市町村のホームページの掲載内容等をお知らせします。）。

住宅相談

- 被災した住宅を対象に、市町村において修繕方法や費用等に関する相談窓口を設置しています。

被災時にお住まいであった市町村・県の窓口を確認、又は滋賀行政評価事務所にお問い合わせください（市町村のホームページの掲載内容等をお知らせします。）。

住宅の建設、補修等の融資

- 地震により自宅が被害を受けられた方に対して、被災住宅を復旧するための資金を融資しています。

詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

- ・被災者専用ダイヤル 電話 0120-086-353（毎日9時から17時まで）

※ご利用いただけない場合は、電話048-615-0420におかけ直してください。

（住宅金融支援機構ホームページ）

<http://www.jhf.go.jp/shinsai/contact.html>

〔その他参考情報〕

- 滋賀県「避難者の生活相談窓口」の開設

滋賀県では、震災により避難されている方の生活相談窓口を設置しています。

- ・滋賀県健康福祉部健康福祉政策課

電話 077-528-3519（平日の午前8時30分から17時15分まで）

※上記以外の時間は、滋賀県防災危機管理局（電話 077-528-3447）

（滋賀県ホームページ）

http://www.pref.shiga.jp/bousai/20110318_1.html